

経済産業省  
環境省 告示第十二号

有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め（二千五年十二月一日）の的確かつ円滑な実施を図るために必要な事項を次のように定め、平成十八年一月一日から施行する。

平成十七年十二月二十六日

経済産業大臣 二階 俊博

環境大臣 小池百合子

1 環境の保全上適正な輸出及び輸入

次に定めるところに適合しない特定有害廃棄物等（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等をいう。以下同じ。）の我が国から台湾への輸出及び台湾から我が国への輸入は、環境の保全上適正なものとは認められないこと。

(1) 特定有害廃棄物等の輸出

イ 次のいずれかの場合に該当すること。

輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法で処分するための技術

上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しない場合

輸出される特定有害廃棄物等が台湾において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合

ロ 当該輸出について亜東関係協会から書面による同意が得られていること。

ハ 輸出される特定有害廃棄物等について環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者との間で締結されている旨の確認が亜東関係協会から得られていること。

ニ 輸出される特定有害廃棄物等の運搬者及び処分者が当該特定有害廃棄物等を環境の保全上適正に運搬又は処分する能力を有しており、かつ、我が国において環境の保全上の観点から求められる水準及び有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約第四条2(e)の規定に基づき締約国会議において決定される環境の保全上の基準を下回らない方法で運搬又は処分されることが確実であると認められること。

ホ 台湾が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証を義務付けている場合には、当該保証の措置が講じられていること、又は輸出される特定有害廃棄物等の輸出者、運搬者及び処分者が特定有害廃棄物等の輸出、運搬若しくは処分を確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

(2) 特定有害廃棄物等の輸入

イ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十二条の規定による輸入の承認に先立ち、当該特定有害廃棄物等の輸入に係る通告が亜東関係協会から財団法人交流協会に対してなされていること。

ロ 輸入される特定有害廃棄物等について環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者との間で締結されていること。

2 輸出、運搬及び処分に係る手続

特定有害廃棄物等の輸出、運搬及び処分については、次に掲げる手続により行うこと。

(1) 輸出の承認に係る申請

台湾へ特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第四十八条第三項の規定により経済産業大臣の輸出の承認を受ける義務を課せられること。

なお、当該輸出が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十条第一項（同法第十五条の四の六第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく環境大臣の確認の対象となる場合は、その確認を受けた後に輸出の承認の申請を行うこと。

(2) 通告

イ 環境大臣は、法第四条第二項の規定により申請書の写しの送付があったときは、有害廃棄物

の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め（以下「取決め」という。）に基づき財団法人交流協会が行う特定有害廃棄物等の輸出に係る通告に必要な書類を財団法人交流協会に送付すること。

ロ 財団法人交流協会は、イの規定により通告に必要な書類の送付があったときは、取決めに基  
づき、亜東関係協会に対し特定有害廃棄物等の輸出について書面による通告を行い、当該通告  
に対する亜東関係協会からの書面による回答があったときは、当該回答を環境大臣に送付する  
こと。

ハ 環境大臣は、ロの規定により特定有害廃棄物等の輸出に係る回答の送付があったときは、当  
該回答を経済産業大臣に送付すること。

(3) 環境大臣の確認

台湾への特定有害廃棄物等の輸出の申請があったときは、環境大臣は、当該特定有害廃棄物等  
の処分について環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどうかを確認し、そ  
の結果を経済産業大臣に通知すること。

(4) 経済産業大臣の輸出の承認

経済産業大臣は、環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている旨の環境大臣の確  
認の通知を受けた後でなければ、輸出の承認をしてはならないこと。

(5) 移動書類の写しの提出

イ 台湾へ特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、その輸出に先立ち、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類（取決めに基づく移動書類をいう。以下同じ。）の写しを経済産業大臣に提出すること。

ロ 経済産業大臣は、イの規定により移動書類の写しの提出があったときは、当該移動書類の写しを環境大臣に送付すること。

ハ 台湾へ特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、イの規定により経済産業大臣に提出した移動書類に記載した事項に変更を生じたときは、速やかに、変更後の移動書類の写しを経済産業大臣に提出すること。

ニ 移動書類の様式は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令（平成五年通商産業省令第六十一号）様式第四に準ずるものとする。

(6) 運搬

特定有害廃棄物等の運搬者は、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類に必要な事項の記載及び署名を行うとともに、当該特定有害廃棄物等の運搬を行う場合は、移動書類を携帯し、移動書類に記載された内容に従って環境の保全上適正な方法で行う必要があること。

また、その運搬する特定有害廃棄物等が、一般的に受け入れられ、かつ、認められている国際

的規則及び基準に従ってこん包され、表示され、及び運搬されるよう関連法令を遵守すること。

(7) 処分

特定有害廃棄物等の輸出者は、当該特定有害廃棄物等が台湾において移動書類に記載された内容に従って環境の保全上適正な方法で処分されるよう努めること。

3 輸入、運搬及び処分に係る手続

特定有害廃棄物等の輸入、運搬及び処分については、次に掲げる手続により行うこと。

(1) 輸入の承認に係る申請

台湾から特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定により経済産業大臣の輸入の承認を受ける義務を課せられること。

なお、当該輸入が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の規定に基づく環境大臣の許可の対象となる場合は、その許可を受けた後に輸入の承認に係る申請を行うこと。

(2) 環境大臣の意見等

イ 財団法人交流協会は、取決めに基づき亜東関係協会から特定有害廃棄物等の我が国への輸出についての書面による通告があったときは、当該通告に係る書面の写しを環境大臣に送付すること。

ロ 環境大臣は、イの規定により通告に係る書面の写しの送付があったときは、その写しを経済

産業大臣に送付すること。この場合において、環境大臣は、環境の汚染を防止するため必要があるとき、経済産業大臣が承認を行うに際し、事前に、経済産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができること。

(3) 経済産業大臣の輸入の承認

台湾から我が国への輸出は、経済産業大臣の輸入の承認が行われた後に開始されるものであること。

(4) 通告に対する回答

環境大臣は、経済産業大臣から輸入の承認又は不承認をした旨の通知を受けた場合には、当該通知に基づき、特定有害廃棄物等の輸入について同意をし、又は同意をしない旨の回答を、財団法人交流協会に送付すること。

(5) 移動書類の写しの提出

イ 台湾から特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、その輸入に先立ち、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の写しを経済産業大臣に提出すること。

ロ 経済産業大臣は、イの規定により移動書類の写しの提出があつたときは、当該移動書類の写しを環境大臣に送付すること。

ハ 台湾から特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、イの規定により経済産業大臣に提出し

た移動書類に記載した事項に変更を生じたときは、速やかに、変更後の移動書類の写しを経済産業大臣に提出すること。

(6) 運搬

特定有害廃棄物等の運搬者は、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類に必要な事項の記載及び署名を行うとともに、当該特定有害廃棄物等の運搬を行う場合は、移動書類を携帯し、かつ、移動書類に記載された内容に従って環境の保全上適正な方法で行う必要があること。

また、その運搬する特定有害廃棄物等が、一般的に受け入れられ、かつ、認められている国際的規則及び基準に従ってこん包され、表示され、及び運搬されるよう関連法令を遵守すること。

(7) 処分

特定有害廃棄物等の処分者は、当該特定有害廃棄物等の処分を行う場合は、移動書類を携帯し、かつ、移動書類に記載された内容に従って環境の保全上適正な方法で行う必要があること。

また、台湾から特定有害廃棄物等を輸入した者は、当該特定有害廃棄物等の処分が完了したときは、速やかに、当該特定有害廃棄物等の処分を行った日付、処分の場所及び処分の方法を経済産業大臣及び環境大臣に届け出ること。

4 不適正な輸出、輸入、運搬又は処分が行われた場合の措置

経済産業大臣及び環境大臣は、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬又は処分が適正に行われな

い場合には、法第十四条の措置命令の的確かつ円滑な発動等を通じ、人の健康及び生活環境に係る被害を防止するよう措置すること。